職工等ニハ何等不穏ナル形勢ヲ見ズ只日本労技会幹部ノ指揮ニ従ヒ同社
罷業シアル状態ニテ中ニハ製罐工場ノ如キハ何時御採用スベキカト迄付カル
カ故ニ就業セントスルモ鍛冶工場ノ職工等ニ之ヲ計リタルニ鍛冶工等ハ増ノ待ヲ
レタテハ如何トノ事ニ断ジ就業見合セ居ルニ今日ハ鍛冶工ノ一部ヲ就業希望者アル
流若シ之ノ旨製罐工場職工ニ申聞ケタルニ製罐工場職工等モ之ニ就キ今増
待ツ方然ルヘシトシ会例鍛冶工職工ノ田茂ト同様ナル田茂ヲナシ止ムナク就業ヲ
差閊ヘ居ルカ如キ状況ニアリナリ労働争議トイフカ如キ気分更ニナシ

地方労働組合トノ関係

当会社ニハ日本労働技会ト称シ膨ル堅健ナル組合存在（今日迄）会社側トノ関係モ至極
円満ナリシカ今回ハ木工部ノ要求ニ同情ヲ寄シ右組合ガ主トシテ交渉ノ任ニ当
リ居ルリ未ダ他労働組合ノ大ナル事実モナシ。尚従業三十名程ノ
新愛会加名者アリ是モ大正十年夏全部脱会シ目下労技会ニ与シ一名ノ加名者ナシ

労技会々長浜田表吾（会社職工）

急告木工部長排斥

二月二十日箕浦日本労技会々長浜田表三ヲ外幹部七名木工場ニ来リ
此際工務係長荒木真三ニ対シ辞職勧告ヲナス事ニ決シ勧告書ヲ
作成シ浜野外九名ヲ代表者トシテ午後二時会社事務所ニ到リ天野
文記長川花多庶務係長ヲ経テ支配人寺今田ニ呈シ荒木工務係長辞
職勧告書ヲ提出セリ

解決案

（二月二十八日電話ニテ回答ス）

二月二十七日職工側（会社側ハ）ト会見ノ結果工務係長排斥問題ニ関シテハ工務
係長ニ篤ト注意ヲ促スベク又一般職工ニ対シ百般ニ於テ勤務ノ点ニ対シテハ
日給三日分支給スル事（但シ三月五日中）
別ニ木工部ニ対シテハ勤務延日数ノ十歩ノ時間数以上ヲ勤務シタルモノニ対シ
日給二日分支給スル事（木工部ニ対シテハ事務能力ノ問トナラズ等仔細有之）

財團法人 協調會
財團法人 協調會